

7. 公害苦情の状況

平成29年度から令和3年度までの当市の公害苦情件数の推移は表7-1のとおりです。

表7-1 公害苦情件数の推移

単位：件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒 音	振 動	地盤沈下	悪 臭	その他
H29	77	41	13	0	9	1	0	4	9
H30	95	37	14	0	14	2	0	6	22
R1	84	36	15	0	7	0	0	9	17
R2	105	49	11	0	13	0	0	11	21
R3	75	27	11	0	6	0	0	2	29

令和3年度の公害苦情における公害苦情件数の内訳をみると、大気汚染が全件数の36%を占めており、全て野焼きに関する苦情でした。また、その他に分類される不法投棄等の件数は29件、河川への濁水流出等による水質汚濁の苦情件数は11件と多くみられました。

過去5年間を通して、令和3年度は公害苦情総数が一番少ない結果となりましたが、過去と比べて増加傾向にあり、野焼きに関する苦情や騒音等の苦情が増加していることが原因です。

野焼きと不法投棄の現場写真

亀山市の苦情件数の結果から、野焼きと不法投棄が大部分を占めていることが分かります。廃棄物の野外焼却や、不法投棄は止めましょう。



廃棄物の野外焼却は原則禁止されています。
廃棄物は適切に処理するようにしましょう。



不法投棄は禁止されており、廃棄物を捨てるとうちや環境を汚染する可能性もあります。廃棄物を捨てるのはやめましょう。